

議 案 目 次

- 第 1 0 号議案 監査委員の選任について
- 第 1 1 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 1 2 号議案 令和 3 年度長崎市一般会計補正予算（第 2 4 号）
- 第 1 3 号議案 令和 3 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 4 号議案 令和 3 年度長崎市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 号議案 令和 3 年度長崎市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 号議案 令和 3 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 7 号議案 令和 4 年度長崎市一般会計予算
- 第 1 8 号議案 令和 4 年度長崎市観光施設事業特別会計予算
- 第 1 9 号議案 令和 4 年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 0 号議案 令和 4 年度長崎市土地取得特別会計予算
- 第 2 1 号議案 令和 4 年度長崎市中央卸売市場事業特別会計予算
- 第 2 2 号議案 令和 4 年度長崎市駐車場事業特別会計予算
- 第 2 3 号議案 令和 4 年度長崎市財産区特別会計予算
- 第 2 4 号議案 令和 4 年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
予算
- 第 2 5 号議案 令和 4 年度長崎市介護保険事業特別会計予算
- 第 2 6 号議案 令和 4 年度長崎市生活排水事業特別会計予算
- 第 2 7 号議案 令和 4 年度長崎市診療所事業特別会計予算
- 第 2 8 号議案 令和 4 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

- 第 29 号議案 令和 4 年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計予算
- 第 30 号議案 令和 4 年度長崎市水道事業会計予算
- 第 31 号議案 令和 4 年度長崎市下水道事業会計予算
- 第 32 号議案 長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例
- 第 33 号議案 長崎市宿泊税条例
- 第 34 号議案 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例
- 第 35 号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
- 第 36 号議案 長崎市個人情報保護条例及び長崎市特定個人情報保護条例
の一部を改正する条例
- 第 37 号議案 長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例
- 第 38 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 39 号議案 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改
正する条例
- 第 40 号議案 長崎市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 第 41 号議案 長崎市立保育所条例及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園
条例の一部を改正する条例
- 第 42 号議案 長崎市図書館条例の一部を改正する条例
- 第 43 号議案 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 44 号議案 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職
員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例
- 第 45 号議案 長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化

のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例

- 第 4 6 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 4 7 号議案 土地の無償貸付けについて
- 第 4 8 号議案 財産の交換について
- 第 4 9 号議案 財産の無償譲渡について
- 第 5 0 号議案 権利の放棄について
- 第 5 1 号議案 市道路線の認定について
- 第 5 2 号議案 町の区域の変更について
- 第 5 3 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 5 4 号議案 包括外部監査契約の締結について
- 第 6 号報告 専決処分の報告について
- 第 7 号報告 専決処分の報告について

第 3 2 号議案

長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づき、長崎市魚の町の市庁舎の市民利用会議室等、庁舎前広場及び駐車場を、その用途又は目的を妨げない限度において、市民等の利用に供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民利用会議室等 市庁舎の市民利用会議室及び多目的スペースをいう。
- (2) 庁舎前広場 市庁舎の正面玄関前の広場をいう。
- (3) 駐車場 市庁舎の地下駐車場、障害者用駐車場及び二輪車用駐車場をいう。

(使用できるもの)

第 3 条 市民利用会議室等及び庁舎前広場を専用して使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に通勤し、若しくは通学する者
- (2) 本市の区域内において事業を営む個人又は法人その他の団体
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(使用の許可)

第 4 条 市民利用会議室等又は庁舎前広場を専用して使用しようとするも

のは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 市庁舎の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

3 市長は、市庁舎の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付することができる。

（使用料）

第5条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可を受けた際に市長に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（駐車料金）

第6条 駐車場に自動車又は二輪自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。）（以下「自動車等」という。）を駐車させた者は、自動車等の出庫の際に別表第2に定める駐車料金を納入しなければならない。

（使用料等の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は駐車料金

(以下「使用料等」という。)を減免することができる。

(使用料等の返還)

第8条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、市長の許可を受けて特別の設備をすることができる。

第10条 市長は、市庁舎の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(駐車の拒否等)

第11条 市長は、駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車を拒否し、又は出庫を命ずることができる。

(禁止行為)

第12条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車等の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は附属設備を汚損し、又は毀損すること。
- (3) その他駐車場の管理上支障があると認められること。

(損害賠償)

第13条 市民利用会議室等、庁舎前広場及び駐車場の施設、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月4日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条から第5条まで、第7条から第10条まで及び第13条（庁舎前広場に係る部分に限る。）の規定は同年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市民利用会議室等及び庁舎前広場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第5条関係）

区 分	使用料（1時間につき）
市民利用会議室	226 円
多目的スペース	686
庁舎前広場	1,786

備考

- 1 市民利用会議室等を、間仕切りの移動により一体的に使用する場合は、この表に定める使用料を合計した額とする。
- 2 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 3 庁舎前広場を部分的に使用する場合は、市長が定める。
- 4 使用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。
- 5 附属設備の使用料は、市長が定める。

別表第 2（第 6 条関係）

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜間駐車料金
	最初の 3 0 分まで	その後 3 0 分まで ごと	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	1 4 0 円	1 3 0 円	円 8 3 0
二輪自動車	1 時間につき 6 0 円		2 0 0

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第 1 に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 「昼間駐車料金」とは、入出庫 1 回につき、入出庫時間として市長が定める時間における 1 日当たりの料金をいう。
- 5 「夜間駐車料金」とは、入出庫 1 回につき、入出庫時間外における 1 泊当たりの料金をいう。
- 6 入庫した日の翌日以降に出庫する場合のこの表の適用については、昼間駐車料金と夜間駐車料金とを合計して計算するものとする。

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上富久

理 由

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、長崎市魚の町の市庁舎の市民利用会議室等、庁舎前広場及び駐車場を、その用途又は目的を妨げない限度において、市民等の利用に供することに関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出する。

第 3 3 号議案

長崎市宿泊税条例

(宿泊税)

第 1 条 本市は、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号。以下「市税条例」という。）に定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって市長が別に定めるものをいう。

(納税義務者等)

第 3 条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊料金が10,000円未満である場合 100円
- (2) 宿泊料金が10,000円以上20,000円未満である場合 200円
- (3) 宿泊料金が20,000円以上である場合 500円

(徴収の方法)

第6条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、旅館業又は住宅宿泊事業(以下「旅館業等」という。)を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設において、宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第8条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日

まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
 - (2) 宿泊施設の所在地及び名称
 - (3) 客室数その他設備の概要
 - (4) 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。
 - 3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第9条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第10条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日以内とする。

(減免)

第 1 1 条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

(申告納入)

第 1 2 条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月 1 日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該申告書に係る納入金を納入書により納入（以下「申告納入」という。）しなければならない。

2 特別徴収義務者は、申告納入すべき宿泊税額が市長が別に定める金額以下であることその他市長が別に定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を 1 月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から 1 月以内にこれを申告納入しなければならない。

1 2 月 1 日から 2 月末日まで	3 月末日
3 月 1 日から 5 月末日まで	6 月末日
6 月 1 日から 8 月末日まで	9 月末日
9 月 1 日から 1 1 月末日まで	1 2 月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手続)

第 1 3 条 特別徴収義務者は、法第 7 3 3 条の 1 7、第 7 3 3 条の 1 8 又は第 7 3 3 条の 1 9 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、

当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第14条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間、当該帳簿を保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上傳票その他の書類であって、前項各号に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第16条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(長崎市行政手続条例の適用除外)

第17条 宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導(長崎市行政手続条例(平成8年長崎市条例第12号)第2条第7号に規定する行政指導をいう。)に係る同条例の規定の適用については、市税条例の例による。

(市税条例の適用)

第18条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

(使途の公表)

第19条 市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な

事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第15条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者

(3) 第15条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなく作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第15条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第8条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに同項に規定する申告書にその

事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定により申告した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(準備行為)

- 5 第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 6 市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課することとしたいので、この条例案を提出する。

第 3 4 号議案

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 動物の適正な取扱い（第 8 条—第 1 4 条）
- 第 3 章 緊急時の措置（第 1 5 条・第 1 6 条）
- 第 4 章 犬の抑留、動物の譲渡等（第 1 7 条—第 2 1 条）
- 第 5 章 措置命令、立入検査等（第 2 2 条・第 2 3 条）
- 第 6 章 雑則（第 2 4 条・第 2 5 条）
- 第 7 章 罰則（第 2 6 条・第 2 7 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における人と動物が共生する社会の推進に関し、基本理念を定め、本市、市民等、飼い主になろうとする者及び飼い主の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する必要な事項を定めることにより、市民等の動物愛護の精神の高揚を図り、あわせて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物が共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 市民 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に通勤し、若しくは通学する個人

イ 事業者等 本市の区域内において事業を営む又は活動を行う個人又は法人その他の団体

- (2) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類^はに属する動物をいう。
- (3) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (4) 飼養施設 動物を飼養又は保管するための施設をいう。
- (5) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物をいう。
- (6) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (7) 野犬 飼い犬以外の犬をいう。
- (8) 係留 飼い犬を鎖若しくは綱で固定した物に確実につなぎ、又は住居、おり、柵若しくは障壁の中で飼養し、又は保管することをいう。

（基本理念）

第3条 本市における人と動物が共生する社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 動物は、人と同じ命あるものであり、みだりに排除してはならないものであること及び人の生活環境内に共存していることを認識すること。
- (2) 動物を取り扱う場合は、その動物の飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境が必要であることを認識すること。
- (3) 動物愛護の精神が市民等に醸成されることは、命あるものへの共感

を育て、差別を生まない健全な社会性を育むとともに、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養^{かん}に資することを認識すること。

(市の責務)

第4条 本市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し必要な施策を策定し、及び市民等と協働してこれを実施すること。
- (2) 前号の施策を実施するために必要な財政上の措置及び施設の整備に努めること。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、動物を愛護し、並びに本市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者（法第8条第1項に規定する動物の販売を業として行う者を除く。）は、基本理念にのっとり、動物の飼養に先立ち、その飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる住宅環境、家族構成等の変化、動物の寿命等を考慮したうえで、飼養の可否を判断するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 動物の種類、習性等に応じた適正な飼養並びにその動物の健康及び安全を保持すること。

- (2) 所有し、又は占有する動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- (3) 畜産、試験研究その他の正当な理由がある場合を除き、所有する動物がその命を終えるまで適正に飼養すること。
- (4) 所有する動物がその命を終えるまで適正に飼養することが困難となった場合は、適正な飼養ができる新たな飼い主を見つけること。

第2章 動物の適正な取扱い

(飼い主の遵守事項)

第8条 飼い主は、所有し、又は占有する動物の飼養に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物に給餌及び給水を適正に行うこと。
- (2) 動物の健康状態に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講ずること。
- (3) 動物の訓練、しつけ等は、動物の種類、性質等に応じた適切な方法で行うこと。
- (4) 動物が公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないようにすること。
- (5) 動物の種類、性質等に応じた飼養施設を設け、これを適正に維持管理すること。
- (6) 飼養施設の内外を常に清潔にすること。
- (7) 動物による騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等により他人に迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- (8) 動物の数は、その種類、発育状況及び習性に応じた適正な飼養が可能な数とすること。

- (9) 所有する動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認められる場合は、その動物に生殖を不能にする手術（以下「不妊去勢手術」という。）等繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 人及び動物の共通感染症について正しい知識を持ち、その感染の予防に努めること。
- (11) 動物に首輪、名札等を装着し、その動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。
- (12) 動物が逸走した場合は、自らの責任において搜索し、収容すること。
- (13) 動物が死亡した場合は、その死体を適切に処理すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
（犬の飼い主の遵守事項）

第9条 犬の飼い主は、飼い犬を適正に飼養するため、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように係留すること。
- (2) 飼い犬を係留している場所から連れ出すときは、人の生命、身体若しくは財産に害を加えることのないよう鎖又は綱で確実につなぎ、又はみだりに人をかむ等のおそれがあると認められるときは、口輪をかけることその他の適切な措置を講ずること。
- (3) 飼い犬を道路その他の公共の場所に連れ出すときは、犬のふんを持ち帰るための用具及び尿を流すための道具を携行し、ふん尿を衛生的に処理すること。
- (4) 門柱その他外部から見やすい場所に犬を飼養していることを表す標識を掲示すること。ただし、市長が標識を掲示する必要がないと認め

る場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項第1号及び第2号の規定を適用しないものとする。

(1) 警察犬、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）、狩猟犬等をその目的のために使用する場合

(2) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所（道路、公園その他の公共の場所を除く。）及び方法で犬を訓練する場合

(3) 競技会又は曲芸を行う目的のために犬を使用する場合

(4) 犬の運動を行うことを目的とする施設のうち、当該施設を利用する者以外の者の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するための設備を設けている施設において、犬の運動を行う場合

（猫の飼い主の遵守事項）

第10条 猫の飼い主は、その所有し、又は占有する猫を適正に飼養するため、第8条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 猫を屋内で飼養するよう努めること。

(2) 猫をやむを得ない事情により屋内で飼養することができない場合は、不妊去勢手術等繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 猫に排せつその他の適正なしつけを行うよう努めること。

（飼い主のいない動物に給餌等を行う者の遵守事項）

第11条 飼い主のいない動物に給餌又は給水（以下「給餌等」という。

）を行う者は、周辺の生活環境に支障が生じるような給餌等を行ってはならない。

2 飼い主のいない猫に給餌等を行う者は、給餌等を行うことができる猫、

給餌等の方法その他の市長が別に定める基準を遵守しなければならない。

(地域猫活動に係る支援)

第12条 本市は、地域における市民等と飼い主のいない猫の共生に配慮した取組みを促進するため、地域猫活動（同活動に係る地域の市民等の十分な理解を得て、市民等が飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排せつ物の処理等の管理を行うことをいう。）を支援するよう努めるものとする。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第13条 犬又は猫（いずれも生後90日以下のものを除く。以下この項及び附則第4項において同じ。）の飼い主は、当該犬又は猫の数が一の飼養施設等（飼養施設（当該飼養施設の存する敷地を含む。）又は飼養の用に供する土地（飼養施設の存する敷地を除く。）をいう。以下同じ。）において、当該犬若しくは猫の数又はこれらの数を合計した数（以下「飼養数」という。）が10以上となった場合は、飼養数が10以上となった日から30日以内に、当該飼養施設等ごとに、市長が別に定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、法第10条第1項の規定による登録を受けた者、法第24条の2の2の規定による届出をした者その他市長が届出の必要がないと認める者は、この限りでない。

2 前項本文の規定による届出をした者（以下「多頭飼養者」という。）は、届出事項に変更があった場合は、その変更があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 多頭飼養者は、第1項本文の規定による届出に係る飼養施設等における飼養数が10未満となった場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導又は助言)

- 第14条 市長は、飼い主、飼い主のいない動物に給餌等を行う者等に対し、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため、必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 市長は、多頭飼養者に対し、飼養する犬若しくは猫の健康及び安全を保持し、又は周辺的生活環境を保全するため、飼養施設の構造及び飼養の方法について必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 市長は、動物の飼養、保管又は給餌等に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認める場合は、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 4 市長は、あらかじめ指定した職員に前3項の規定による指導又は助言をさせるものとする。
- 5 前項の職員は、指導又は助言をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 緊急時の措置

(特定動物が逸走した場合等の措置)

- 第15条 特定動物の飼い主は、当該特定動物が逸走した場合は、直ちに、その旨を市長、警察その他の関係行政機関に通報するとともに、付近の市民等への周知、当該特定動物の収容その他の人の生命、身体又は財産に害を加えないために必要な措置を講じなければならない。
- 2 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えた場合は、被害者に対する応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、市長が別に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(災害発生時の措置)

第16条 本市及び市民等は、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）は、相互に協力して、動物の保護に努めるものとする。

2 本市は、災害時において、動物及びその飼い主が共に避難することができるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 飼い主は、災害時における動物の適正な飼養に備えるよう努めなければならない。

4 飼い主は、災害時において、動物の保護及び動物による事故の発生の防止に努めるとともに、動物と共に避難するよう努めるものとする。

第4章 犬の抑留、動物の譲渡等

(犬の抑留)

第17条 市長は、野犬及び第9条第1項第1号の規定による係留をされていない飼い犬（以下「野犬等」という。）を抑留することができる。

2 市長は、前項の規定により野犬等を抑留するため、あらかじめ指定する捕獲人にその野犬等を捕獲させるものとする。

3 前項の捕獲人は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(抑留の公示)

第18条 市長は、前条第1項の規定により野犬等を抑留した場合は、その旨及び飼い犬について、これを引き取るべき旨を2日間公示しなければならない。この場合において、飼い主の判明している犬については、併せてその旨を通知するものとする。

2 市長は、飼い主が前項の公示期間の満了の日後2日以内にその犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得な

い理由によりこの期間内に引き取ることができない飼い主が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは処分することができない。

3 市長は、前項本文の規定により抑留した犬を処分した後にその犬の飼い主から申出があり、その申出の遅延理由が妥当と認める場合には、通常生ずべき損害を補償する。

(返還手数料等)

第19条 飼い主は、第17条第1項の規定により抑留された飼い犬を引き取る場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納入しなければならない。

(1) 返還手数料 1頭につき3,771円

(2) 飼養管理費 市長が別に定める額

(野犬の薬殺)

第20条 市長は、野犬により人の生命、身体又は財産に害が加えられることを防止するため、特に必要があると認めるときは、区域、期間及び方法を定めて、あらかじめ指定する職員をして野犬を薬殺させることができる。この場合において、市長は、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように、当該区域内及びその付近の市民等に対し、当該職員をして野犬を薬殺する旨をあらかじめ周知させなければならない。

2 前項の職員は、野犬の薬殺に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(動物の譲渡)

第21条 市長は、次に掲げる動物について、その動物の飼養を希望する者で市長が別に定める条件に適合し、適正に飼養できると認められる者

に譲渡することができる。

- (1) 法第 3 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬又は猫
- (2) 法第 3 6 条第 2 項の規定により収容した犬、猫等の動物
- (3) 第 1 7 条第 1 項の規定により抑留した犬のうち、第 1 8 条第 1 項の公示期間が経過したもの

第 5 章 措置命令、立入検査等

（措置命令）

第 2 2 条 市長は、犬の飼い主が第 9 条第 1 項各号のいずれかの規定に違反していると認めるときは、その飼い主に対し、人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを防止し、又は衛生を保持するための必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（立入検査等）

第 2 3 条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、犬の飼い主その他の関係人から必要な報告を求め、又はあらかじめ指定した職員に、飼養施設等その他関係のある場所に立ち入り、犬の飼養に関し必要な検査をさせ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 6 章 雑則

（動物愛護管理員）

第 2 4 条 市長は、法第 3 7 条の 3 第 1 項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

(委任)

第 2 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 2 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 9 条第 1 項第 1 号の規定に違反して飼い犬を係留せず、かつ、その犬が人を死亡させ、若しくはその身体に傷害を負わせ、又はその財産に害を加えた場合の飼い主
- (2) 第 9 条第 1 項第 2 号の規定に違反して飼い犬を鎖若しくは綱で確実につなぐ、又は口輪をかけることその他の適切な措置を講じず、かつ、その犬が人を死亡させ、若しくはその身体に傷害を負わせ、又はその財産に害を加えた場合の飼い主
- (3) 第 2 3 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

2 第 2 2 条の規定による措置命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 2 7 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合において、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長崎市犬取締条例（昭和43年長崎市条例第2号）

(2) 長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例（令和2年長崎市条例第3号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の長崎市犬取締条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続、届出その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に犬又は猫の飼い主は、一の飼養施設等において、飼養数が10以上である場合は、施行日から30日以内に、飼養施設等ごとに、第13条第1項で定めるところにより、市長が別に定める事項を市長に届け出なければならない。

5 施行日前に旧条例第5条第1項の規定により抑留されている野犬及び飼い犬は、第17条第1項の規定により抑留されている野犬等とみなす。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

本市における人と動物が共生する社会の推進に関し、基本理念を定め、本市、市民等、飼い主になろうとする者及び飼い主の責務を明らかにする

とともに、動物の愛護及び管理に関する必要な事項を定めることにより、市民等の動物愛護の精神の高揚を図り、あわせて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物が共生する社会の実現に資するため、この条例案を提出する。

第 3 5 号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

長崎市附属機関に関する条例（昭和 2 8 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項に次のように加える。

長崎都心まちづくり構想検討委員会	長崎都心まちづくり構想の策定に関する重要事項の調査審議に関すること。
------------------	------------------------------------

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎都心まちづくり構想の策定に関する重要事項を調査審議するため、長崎都心まちづくり構想検討委員会を設置したいので、この条例案を提出する。

第 3 6 号議案

長崎市個人情報保護条例及び長崎市特定個人情報保護条例の一部を
改正する条例

次に掲げる条例の規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に
関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保
護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に改める。

- (1) 長崎市個人情報保護条例（平成 1 3 年長崎市条例第 2 7 号）第 4 条第
2 項第 6 号
- (2) 長崎市特定個人情報保護条例（平成 2 7 年長崎市条例第 2 5 号）第 1
3 条第 3 号ウ

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に
伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 3 7 号議案

長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア中(ア)を削り、同ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同(イ)を同ア(ア)とし、同ア(ウ)を同ア(イ)とする。

第 2 1 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 5 条を第 2 7 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 5 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 6 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

本市の職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、国家公務員における措置等を勘案し、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和したいのと、職員の勤務環境の整備に関する措置等に係る規定を整備したいので、この条例案を提出する。

第 3 8 号議案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 5 第 2 項後段中「任命権者」を「全ての任命権者」に改め、「その者に所属する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

本市の職員に係る人事評価の結果を勤勉手当に活用することに伴い、任命権者がその所属する職員に支給できる同手当の総額の上限を見直したいので、この条例案を提出する。

第 3 9 号議案

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

観光交流基金	国内外の人々の来訪及び交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に要する経費の財源に充当する。
--------	--

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

国内外の人々の来訪及び交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置したいので、この条例案を提出する。

第40号議案

長崎市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(長崎市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 長崎市国民健康保険税条例(昭和33年長崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の8.1」を「100分の9.0」に改める。

第7条中「2万4,800円」を「2万7,300円」に改める。

第8条第1号中「1万8,400円」を「1万9,800円」に改め、同条第2号中「9,200円」を「9,900円」に改め、同条第3号中「1万3,800円」を「1万4,850円」に改める。

第9条中「100分の3.0」を「100分の3.1」に改める。

第12条中「100分の2.3」を「100分の2.5」に改める。

第13条中「8,700円」を「9,100円」に改める。

第14条中「4,900円」を「5,100円」に改める。

第28条第1号ア中「1万7,360円」を「1万9,110円」に改め、同号イ(ア)中「1万2,880円」を「1万3,860円」に改め、同イ(イ)中「6,440円」を「6,930円」に改め、同イ(ウ)中「9,660円」を「1万3,950円」に改め、同号オ中「6,090円」を「6,370円」に改め、同号カ中「3,430円」を「3,570円」に改め、同条第2号ア中「1万2,400円」を「1万3,650円」に改め、同号イ(ア)中「9,200円」を「9,900円」に改め、同イ(イ)中「4,600円」を「4,950円」に改め、同イ(ウ)中「6,900円」を「7,425円」に改め、同号オ中「4,350円」を「4,550円」に改め、同号カ中「2,450円」を「2,550円」に改め、同条第3号ア中「4,960円」を「5,460円

」に改め、同号イ(7)中「3,680円」を「3,960円」に改め、同イ(イ)中「1,840円」を「1,980円」に改め、同イ(ウ)中「2,760円」を「2,970円」に改め、同号オ中「1,740円」を「1,820円」に改め、同号カ中「980円」を「1,020円」に改める。

第2条 長崎市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の9.0」を「100分の9.3」に改める。

第7条中「2万7,300円」を「2万7,700円」に改める。

第9条中「100分の3.1」を「100分の3.3」に改める。

第10条中「9,500円」を「9,700円」に改める。

第12条中「100分の2.5」を「100分の2.7」に改める。

第13条中「9,100円」を「9,500円」に改める。

第14条中「5,100円」を「5,400円」に改める。

第28条第1項第1号ア中「1万9,110円」を「1万9,390円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「6,790円」に改め、同号オ中「6,370円」を「6,650円」に改め、同号カ中「3,570円」を「3,780円」に改め、同項第2号ア中「1万3,650円」を「1万3,850円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「4,850円」に改め、同号オ中「4,550円」を「4,750円」に改め、同号カ中「2,550円」を「2,700円」に改め、同項第3号ア中「5,460円」を「5,540円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「1,940円」に改め、同号オ中「1,820円」を「1,900円」に改め、同号カ中「1,020円」を「1,080円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,095円」を「4,155円」に改め、同号イ中「6,825円」を「6,925円」に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,080円」に改め、同号エ中「1万3,650円」を「1万3,850円」に改め、同項第2号ア中「1,425

円」を「1,455円」に改め、同号イ中「2,375円」を「2,425円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「3,880円」に改め、同号エ中「4,750円」を「4,850円」に改める。

(長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和3年長崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える改正規定中「3,720円」を「4,095円」に、「6,200円」を「6,825円」に、「9,920円」を「1万920円」に、「12,400円」を「1万3,650円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 令和4年4月1日
- (3) 第2条の規定 令和5年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長崎市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の長崎市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月21日提出

理 由

国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の課税額の算出の基礎となる所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の税率等を改定したいので、この条例案を提出する。

第 4 1 号議案

長崎市立保育所条例及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の一部を改正する条例

(長崎市立保育所条例の一部改正)

第 1 条 長崎市立保育所条例(昭和 2 4 年長崎市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

種 別	区 分	金 額
法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども(満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子どもを除く。)に対する食事の提供に要する費用	主食	月額 8 4 0 円
	副食	月額 5, 0 0 0 円(市長が別に定める要件に該当する場合は、0 円)

(長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の一部改正)

第 2 条 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例(平成 2 7 年長崎市条例第 5 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

種 別	区 分	金 額
法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げ	主食	月額 7 4 0 円

る小学校就学前子どもに対する 食事の提供に要する費用	副食	月額2,980円（市 長が別に定める要件 に該当する場合は、 0円）
法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子ども（満3歳 に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子どもを除 く。）に対する食事の提供に要 する費用	主食	月額840円
	副食	月額5,000円（市 長が別に定める要件 に該当する場合は、 0円）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の長崎市立保育所条例の規定及び第2条の規定による改正後の長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の市立の保育所及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園の利用に係る食事の提供に要する費用について適用し、同日前の市立の保育所及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園の利用に係る食事の提供に要する費用については、なお従前の例による。

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上富久

理 由

市立の保育所及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園を利用する主食の提供を実施していない子どもに主食の提供を実施することに伴い、その食事の提供に要する費用を定めたいので、この条例案を提出する。

第 4 2 号議案

長崎市図書館条例の一部を改正する条例

長崎市図書館条例（平成 1 9 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 9 条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 4 条 教育委員会は、長崎市立図書館（以下「市立図書館」という。）の管理を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 市立図書館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 市立図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 市立図書館の利用の許可その他の市立図書館の利用に関する業務
- (3) 市立図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市立図書館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第6条 長崎市香焼図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

- 2 市立図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。
- 3 前項の承認の基準は、市立図書館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第7条 市立図書館の多目的ホール、ホール、会議室、研修室、スタジオ、編集室若しくはパソコン室（以下「多目的ホール等」という。）を利用しようとする者又は学習室を占用して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）をしない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 市立図書館の管理上支障があるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他指定管理者が適当でないとき。

3 指定管理者は、市立図書館の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(利用料金)

第8条 多目的ホール等の利用の許可を受けた者又は市立図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車を駐車させた者は、市立図書館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、多目的ホール等を利用する場合にあっては別表第1に掲げる額を、駐車場に自動車を駐車する場合にあっては別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

第10条、第11条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第18条中「図書館」を「長崎市香焼図書館」に改める。

第19条を次のように改める。

(図書館運営協議会の設置)

第19条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第25条中「市立図書館」を「教育委員会」に改める。

第26条を第27条とし、同条の前に次の1条を加える。

(教育委員会による管理)

第26条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第6条第2項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表第1の規定の適用については、第6条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「市立図書館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる使用料又は別表第2に掲げる駐車料金(以下「使用料等」という。)を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等」と、第10条、第11条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中

「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が別に定める」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

別表第1中「（第5条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同表備考1中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考2中「使用料は、教育委員会規則で定める」を「金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」に改め、同表備考3中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に、「実費を徴収する」を「実費に相当する額とする」に改め、同表備考4を削る。

- 別表第2中「（第6条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同表備考1中「以上のもの」を「以上の普通自動車」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の長崎市図書館条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、改正後の長崎市図書館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第19条の規定により置かれている長

崎市図書館協議会（以下「旧協議会」という。）に対して行われている
諮問その他の行為は、新条例第19条の規定により置かれた長崎市図書館
運営協議会（以下「新協議会」という。）に対して行われた諮問その
他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員である者は、施行日に、新協
議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委
嘱されたものとみなされる者の任期は、旧協議会の委員としての任期の
残任期間と同一の期間とする。

5 この条例の施行の際現に旧協議会の会長である者又は会長の職務を代
理する委員として指名されている者は、施行日に、新条例第22条に規
定する新協議会の会長として定められ、又は同条に規定する新協議会の
会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（準備行為）

6 指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うこと
ができる。

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市立図書館の管理について、利用料金制による指定管理者制度を導
入したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 4 3 号議案

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年長崎市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「附則第 2 0 条第 1 項」を「附則第 2 7 条第 1 項」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第 1 0 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号及び第 8 1 条第 2 項第 3 号中「附則第 2 0 条第 1 項」を「附則第 2 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 4 4 号議案

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「児童等（法第 3 3 条の 7 に規定する児童等を
いう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「
その児童」に改める。

- (1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 4 年長崎市条例第 4 4 号）第 1 3 条
- (2) 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準を定める条例（平成 2 6 年長崎市条例第 4 0 号）第 1 8 条の
表第 1 3 条の項

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条文
の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 4 5 号議案

長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定
資産税の課税免除に関する条例（平成 2 5 年長崎市条例第 3 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条中「起算して 5 年内」を「令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附則第 2 項中「平成 3 4 年 9 月 2 8 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、固定資産税の
課税免除に係る適用期限が延長されたことに伴い、本市においても同様の
措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 4 6 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

公共下水道事業の事業費の増額に伴い、高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいが、この変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

高島辺地の総合整備計画（平成30年3月15日議決）の一部を次のように変更する。

2 公共的施設の整備を必要とする事情(10)公共下水道事業を次のように改める。

(10) 公共下水道事業

高島浄化センターは、下水処理施設であり、下水道の機能維持において非常に重要な役割を果たしていることから、災害時等に停電が発生し電源の確保が困難となった中でも、下水処理の機能を維持する必要があるため、自家発電設備を設置し災害時等における施設機能の維持を図る。加えて、雑用水用ストレーナの更新並びに汚泥貯留槽及び返流水ピットの防食塗装の改築に向けた調査及び設計を行い、下水処理機能の維持を図る。

3 公共的施設の整備計画の表下水処理施設の項を次のように改める。

下水処理施設	長崎市	31,900	15,665	16,235	7,100
--------	-----	--------	--------	--------	-------

3 公共的施設の整備計画の表合計の項を次のように改める。

合 計		339,000	97,611	241,389	189,730
-----	--	---------	--------	---------	---------

「参 考」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	高島辺地
辺地の人口	380人
辺地の面積	1.2km ²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市高島町

(2) 地域の中心の位置

長崎市高島町2709番地15

(3) 辺地度点数

155点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 道路改良（市道高島町17号線）

本線は、生活道路として重要な道路であるが、アスファルト舗装が劣化し危険な状態であることから、舗装等を行い安全性の確保を図る。

(2) 道路改良（市道高島町18号線）

本線は、生活道路として重要な道路であるが、アスファルト舗装が劣化し危険な状態であることから、舗装等を行い安全性の確保を図る。

(3) 消防車両等整備事業

狭あいな生活道路が存在することから、車両進入困難な場所におい

て活用する小型動力ポンプ並びに同ポンプ及び消火活動用資機材を積載する小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い整備し、当該辺地内の消防団の機動力向上と消防活動の迅速化を図る。

(4) 高島炭鉱跡高島北溪井坑跡整備事業

国史跡高島炭鉱跡高島北溪井坑跡は、世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つであり、重要な史跡であることから、修復・公開活用計画に基づき整備し史跡の適切な保存を図るとともに、その周辺環境も整備することにより、高島地区の活性化と交流人口の拡大を図る。

(5) 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業

高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場は、高島の観光の中心的なスポットであり、夏季は多くの海水浴客等が訪れることから、老朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

(6) 飛島磯釣り公園施設整備事業

飛島磯釣り公園は、年間を通して集客が可能なレクリエーション施設であり、春季から秋季にかけて多くの利用者が訪れることから、老朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

(7) 高島いやしの湯施設整備事業

高島いやしの湯は、一般公衆浴場と海水温浴施設を備えた施設であり、市民の健康増進及び公衆衛生の向上に資する施設であるとともに、住宅に風呂が無い住民等が利用する島内唯一の入浴施設であることから、老朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

(8) 診療施設整備事業

高島国民健康保険診療所は、島内唯一の医療機関であることから、適切な医療や医療に対する安全安心のため、施設の整備を行い地域医

療体制の確保を図る。

(9) 医療機器整備事業

高島国民健康保険診療所は、島内唯一の医療機関であることから、適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備を行い地域医療体制の確保を図る。

(10) 公共下水道事業

高島浄化センターは、下水処理施設であり、下水道の機能維持において非常に重要な役割を果たしていることから、災害時等に停電が発生し電源の確保が困難となった中でも、下水処理の機能を維持する必要があるため、自家発電設備を設置し災害時等における施設機能の維持を図る。

(11) 超高速インターネット環境整備事業

市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線の環境整備が進んでおらず、超高速インターネットサービスが提供されている地区との間で情報格差が生じているため、電気通信事業者による光回線の整備を支援することにより、情報通信基盤の整備を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	長崎市	5,000		5,000	5,000
診療施設	長崎市	15,100		15,100	15,100
電気通信施設	民間事業者	127,000	53,050	73,950	31,830

下水処理施設	長崎市	20,000	10,120	9,880	4,300
消防施設	長崎市	8,200		8,200	7,800
観光・レクリエーション施設	長崎市	151,800	28,896	122,904	122,900
合 計		327,100	92,066	235,034	186,930

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条第1項 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第3条第8項 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 4 7 号議案

土地の無償貸付けについて

次のとおり土地を無償で貸し付けるものとする。

1 貸し付ける土地

所 在	地 番	地 目	面 積
長崎市上町	1 番 1 7	宅 地	8 9 6. 7 8 平方メートル

2 貸付けの目的

長崎市社会福社会館の機能を更新するため、同会館の敷地と長崎放送株式会社が行う N B C 長崎放送本社跡地活用事業において整備する施設等の一部を交換したいので、その交換の対象となる施設等を整備する当該事業の用に供するもの

3 貸付けの相手方

長崎市尾上町 5 番 6 号

長崎放送株式会社

代表取締役社長 東 晋

4 貸付期間

令和 4 年 7 月 1 日から長崎市社会福社会館の敷地と N B C 長崎放送本社跡地活用事業において整備する施設等の一部の交換が完了する日の前日まで

5 貸付条件

貸付けの目的及び貸付期間の範囲内において、本市の承諾を得た場合に限り、貸し付ける土地を第三者に、無償で転貸できるものとする。

令和4年2月21日提出

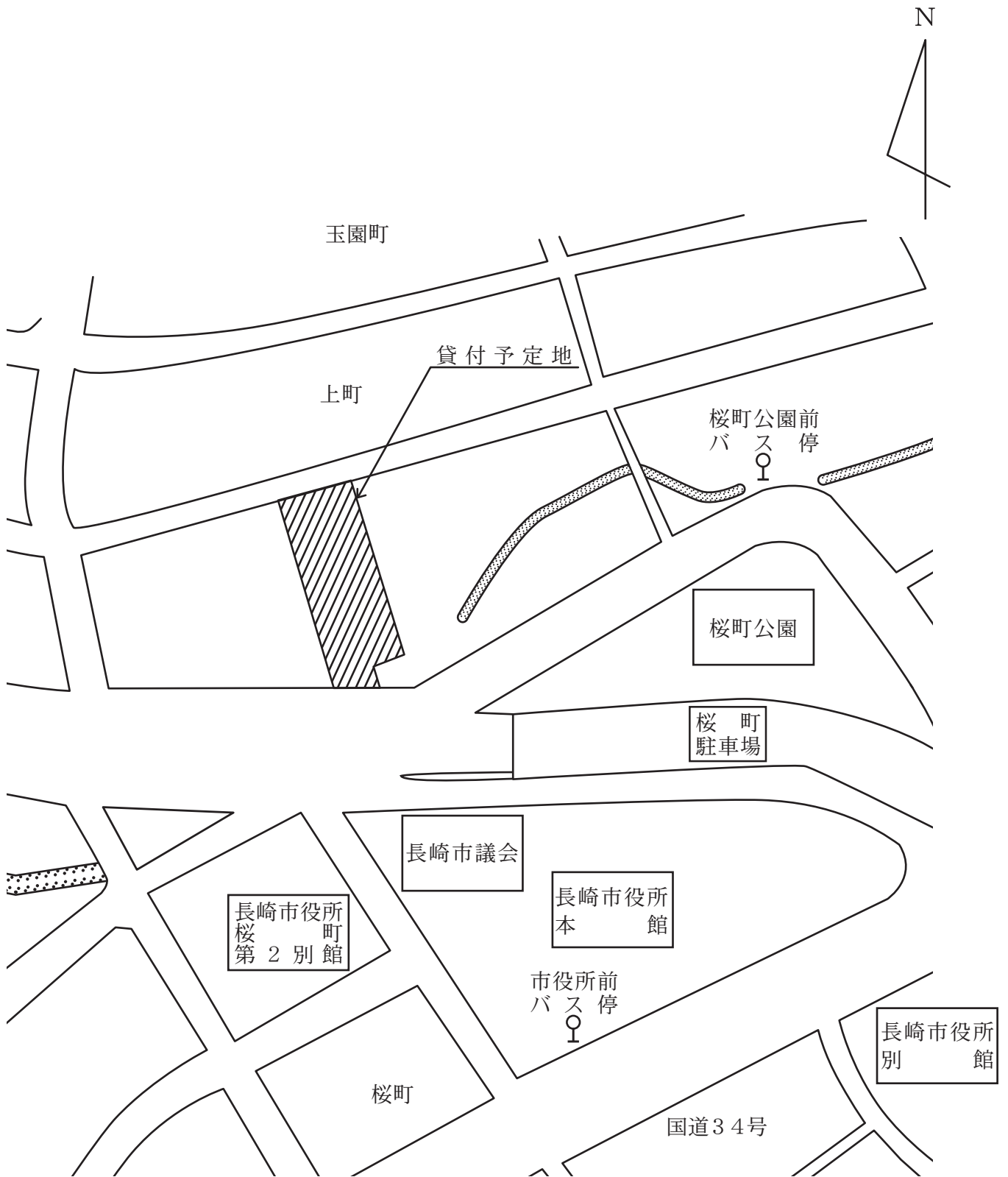
長崎市長 田上 富久

理 由

前記のとおり土地を無償で貸し付けたいが、この土地の無償貸付けについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

〔参 考〕

貸 付 予 定 地 位 置 図



「参 照」

地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

第48号議案

財産の交換について

次のとおり財産を交換するものとする。

1 交換に供する財産

(1) 建物

所 在	構 造	面 積	備 考
長崎市金屋町 9番地20	鉄筋コンクリート造陸屋 根地下1階付6階建	1,074.37平 方メートル	事務所 ・車庫

(2) その他 建物に附属する設備及び工作物

(3) 価格 22,650,000円

2 交換により取得する財産

(1) 建物

所 在	構 造	面 積	備 考
長崎市桜町9 番地3	鉄筋コンクリート造陸屋 根5階建	1,273.21平 方メートル	事務所

(2) その他 建物に附属する設備及び工作物

(3) 価格 12,490,000円

3 交換の目的

長崎市新庁舎への移転に伴い、公用車等の駐車場を整備するため

4 交換の相手方

長崎市桜町9番6号

一般財団法人長崎地区労働福祉会館

理事長 平野 忠司

5 交換による差額の補足

相手方は、本市に対し、財産の交換による差額10,160,000円を支払うものとする。

6 交換時期

令和5年2月以降の建物の所有権移転登記が完了する日

令和4年2月21日提出

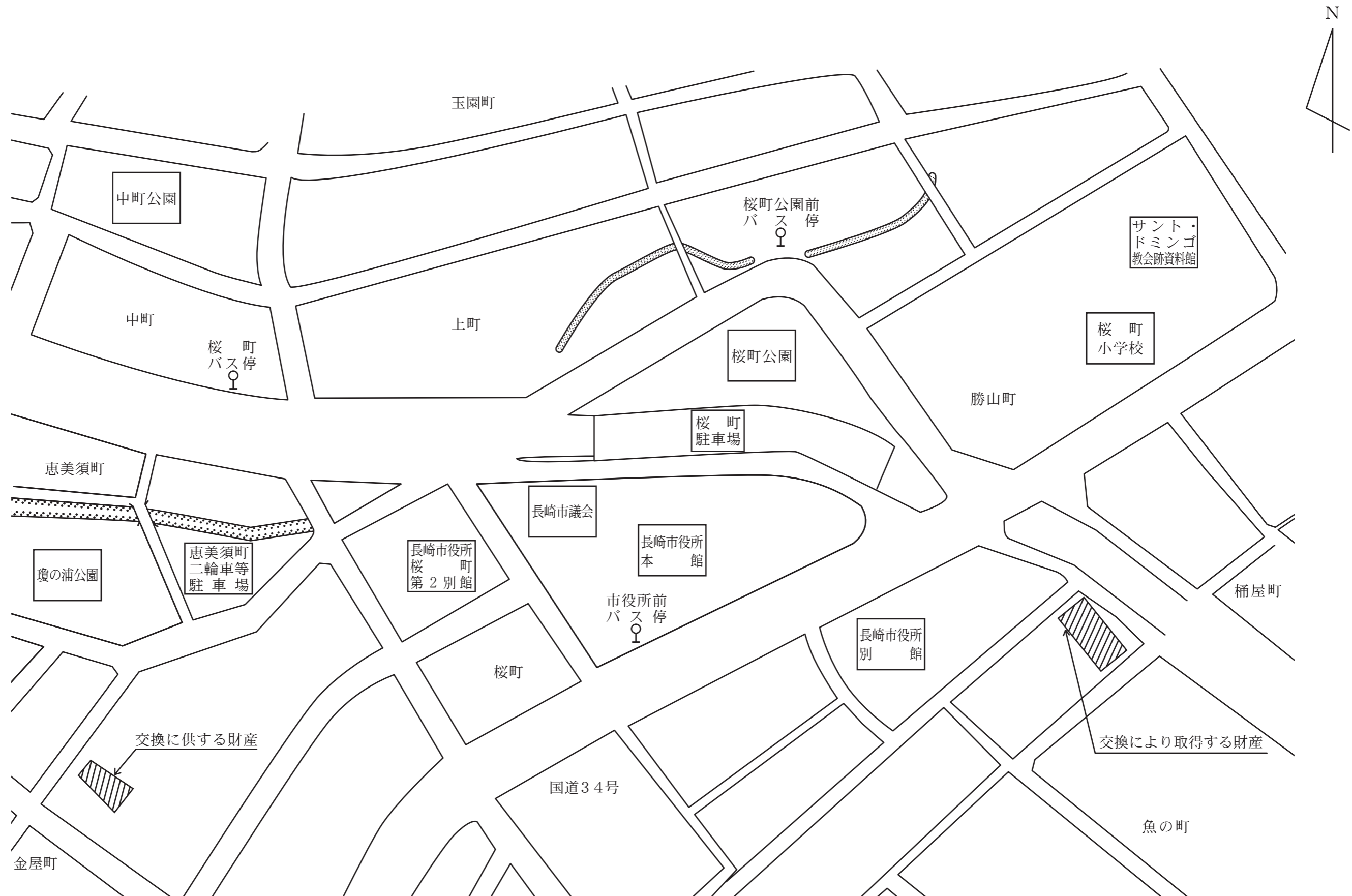
長崎市長 田上 富久

理 由

前記のとおり財産を交換したいが、この財産の交換については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

〔参 考〕

交換予定財産位置図



第 4 9 号議案

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡するものとする。

1 譲渡する財産

(1) 建物

所 在	構 造	面 積	備 考
長崎市伊王島 町 1 丁目甲 3 2 7 2 番地	鉄筋コンクリート造ルー フィング・亜鉛メッキ鋼 板ぶき平家建	平方メートル 1, 3 7 2. 8 2	体育館 ・図書 室
同	鉄筋コンクリート造陸屋 根平家建	6. 7 7	機械室
合	計	1, 3 7 9. 5 9	

(2) その他 建物に附属する設備及び工作物

2 譲渡の目的

地域活性化に資する施設の用に供するため

3 譲渡の相手方

長崎市伊王島町 1 丁目甲 3 2 7 7 番地 7

株式会社 K P G H O T E L & R E S O R T

代表取締役 加 藤 友 康

4 譲渡時期

総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に基づく手続が
完了する日又は令和 4 年 4 月 1 日のいずれか遅い日

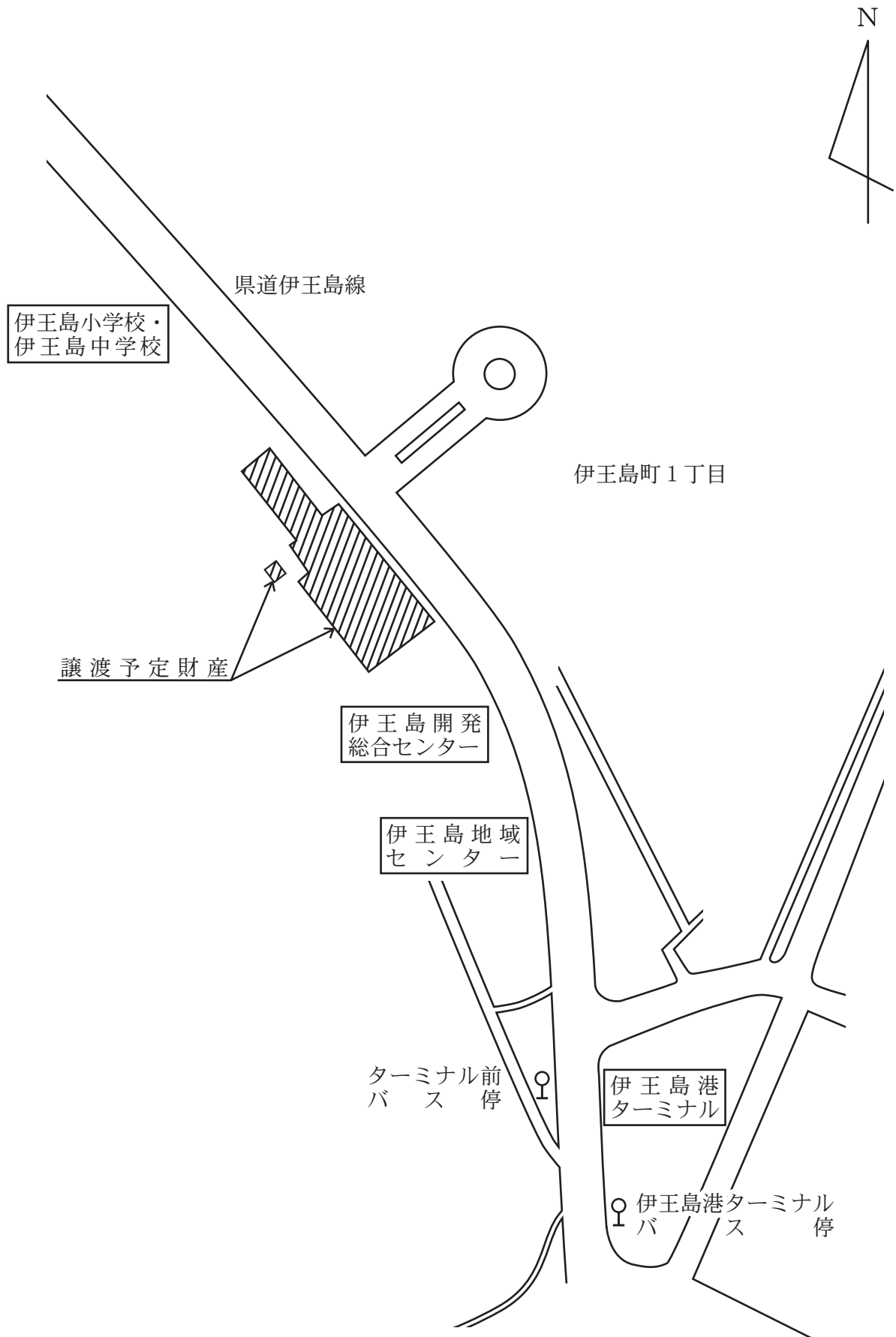
令和 4 年 2 月 2 1 日提出

理 由

前記のとおり財産を無償で譲渡したいが、この財産の無償譲渡については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

〔参 考〕

譲 渡 予 定 財 産 位 置 図



第50号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄するものとする。

里郷財産区及び中野郷財産区に対する15,922,300円の金銭債権

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

里郷財産区及び中野郷財産区が所有する里中野郷会館の解体に係る金銭について、同会館の解体に係る経緯及び両財産区の財政状況を総合的に勘案し、前記の金銭債権を放棄したいが、この権利の放棄については、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

金銭債権の概要

1 解体に係る費用の合計額から里郷財産区及び中野郷財産区が負担する費用の合計額を差し引いた金銭債権

(1) 解体に係る費用

ア 里中野郷会館解体工事費

(ア) 工事の目的 里中野郷会館の解体

(イ) 工事の金額 17,881,600円

(ウ) 工 期 令和3年7月7日から同年12月15日まで

イ 里中野郷会館産業廃棄物収集運搬処分業務委託費

(ア) 業務委託の目的 里中野郷会館の解体に伴う産業廃棄物の収集、
運搬及び処分

(イ) 業務委託の金額 40,700円

(ウ) 契約の期間 令和3年7月30日から同年8月13日まで

(2) 負担する費用

ア 里郷財産区 1,000,000円

イ 中野郷財産区 1,000,000円

2 相手方

(1) 長崎市桜町2番22号

里郷財産区

管理者 長崎市長 田上富久

(2) 長崎市桜町2番22号

中野郷財産区

管理者 長崎市長 田上富久

「参 照」

地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

第 5 1 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
伊良林 1 4 号線	長崎市伊良林 2 丁目	
	長崎市伊良林 2 丁目	

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

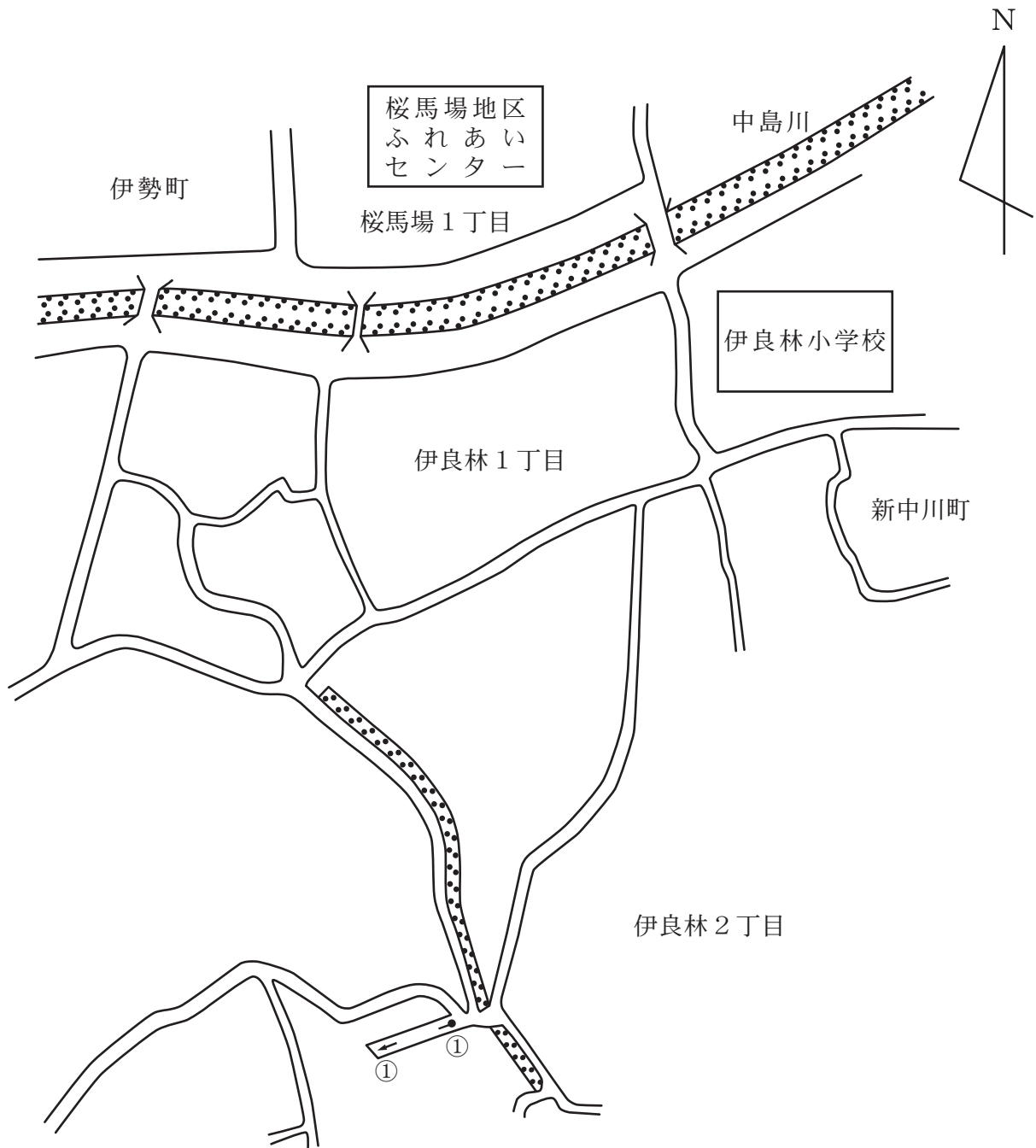
長崎市長 田 上 富 久

理 由

道路の寄附に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

[参 考]

市 道 路 線 認 定 図



凡 例



認 定 路 線



既 認 定 路 線



河 川 等

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	伊 良 林 1 4 号 線	認 定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 5 2 号議案

町の区域の変更について

本市内の町の区域を、長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業に係る換地処分の公告の日の翌日から次のとおり変更する。

平間町に編入する区域

東町 2 0 9 9 の 2、2 1 0 0 の 2、2 1 0 1 の 1、2 1 0 1 の 3、2 1 0 2 の 1、2 1 0 2 の 2、2 1 0 2 の 4、2 1 0 3 の 1、2 1 0 3 の 3、2 1 0 4、2 1 0 4 の 2、2 1 0 5、2 1 0 6 の 1、2 1 0 6 の 2、2 1 0 7 の 1、2 1 0 7 の 2、2 1 0 8、2 1 0 8 の 2 から 2 1 0 8 の 7 まで、2 1 1 1 の 1、2 1 1 1 の 3、2 1 1 2 の 1、2 1 1 2 の 3、2 1 1 3 の 1、2 1 1 3 の 3、2 1 1 4 の 1、2 1 1 4 の 3、2 1 2 9 の 2、2 1 3 0 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路の一部

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

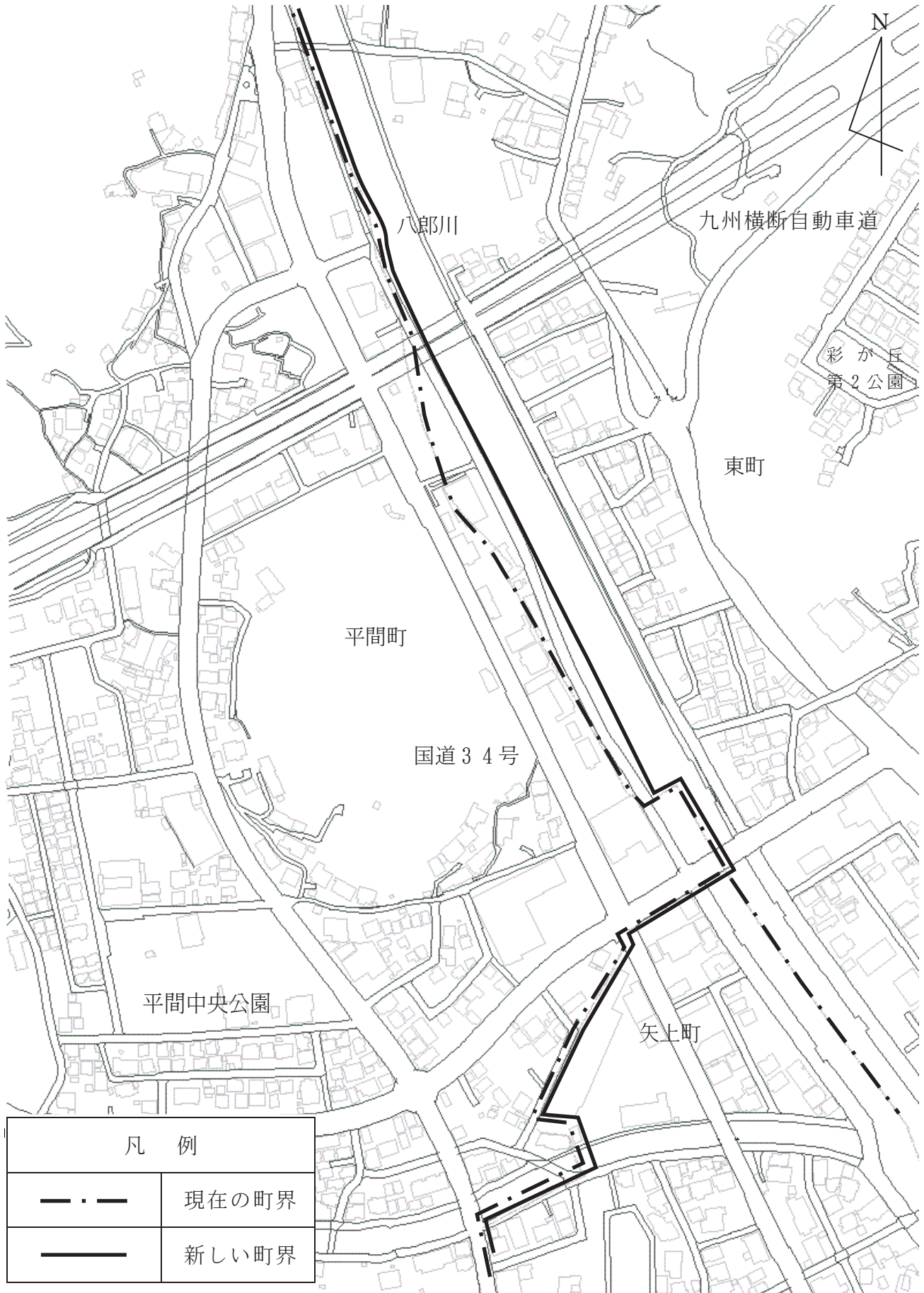
長崎市長 田 上 富 久

理 由

東町の一部を平間町に編入し、町の区域を変更したいが、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参考」

区域変更図



「参 照」

地方自治法

第 2 6 0 条第 1 項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

第 5 3 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎駅東口キャノピー・ロングルーフほか建設主体工事
の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 8 1 3, 7 3 9, 3 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 5 年 8 月 3 1 日まで
- 5 相 手 方 森美・谷川・丸栄特定建設工事共同企業体
代表者 長崎市勝山町 2 6 番地 9
株式会社森美工務店
代表取締役 安 達 健 蔵

長崎市岡町 9 番 1 号
株式会社谷川建設
代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市小瀬戸町 1 0 1 1 番地 3
株式会社丸栄組
代表取締役 峰 栄 樹

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎駅東口キャノピー・ロングルーフほか建設主体工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎駅東口キャノピー・ロングルーフほか建設主体工事の概要

1 工事場所 尾上町

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別

ア キャノピー 鉄骨造

イ ロングルーフ 鉄骨造（一部木造）

ウ シェルター 鉄骨造

(2) 建築物の面積

ア キャノピー 建築面積 188.48平方メートル

イ ロングルーフ 建築面積 744.00平方メートル

延べ面積 63.55平方メートル

ウ シェルター 建築面積 151.33平方メートル

延べ面積 28.40平方メートル

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 5 4 号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の金額 12,443,200円を上限とする額
- 3 契約の始期 令和4年4月1日
- 4 相手方 住所 長崎市川口町6番27-702号
氏名 松本考功
資格 公認会計士

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上富久

理 由

包括外部監査契約を締結する場合には、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。



長 監 第 7 9 号

令和3年11月25日

長崎市長 田 上 富 久 様

長崎市監査委員 三 井 敏 弘

同 三 谷 利 博

同 奥 村 修 計 印

同 林 広 文

令和4年度包括外部監査契約締結に関する意見について

地方自治法第252条の36第1項に基づき、令和3年11月9日付け長監第74号で意見を求められた令和4年度包括外部監査契約締結に係る次の事項については、同意します。

- 1 契約の相手方 住所 長崎市川口町6番27-702号
氏名 松 本 考 功
資格 公認会計士
- 2 契約の始期 令和4年4月1日

「参 照」

地方自治法

第 2 5 2 条の 2 8 第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(2) 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項（抜粋） 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

第 2 5 2 条の 3 6 第 4 項 第 1 項又は第 2 項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第 1 項各号に掲げる普通地方公共団体及び第 2 項の条例を定めた第 1 項第 2 号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

第 2 5 2 条の 3 6 第 7 項 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

地方自治法施行令

第 1 7 4 条の 4 9 の 2 6 地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項第 2 号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

第 6 号報告

専決処分の報告について

議会の議決により市長において専決処分することができる事項として指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

長崎市長 田 上 富 久

「別 紙」

専決処分 年月日	損害賠償の額等		被 害 者		事 件 の 概 要
			住 所	氏 名	
4. 2. 4	円		A	a	令和3年4月23日新中川町地内の市道伊良林矢の平1号線の路上において、本市の職員がごみ収集車から降車する際、後方から走行してきた原動機付自転車にドアを接触させ、同車両を破損させ、同車両を運転していた被害者を負傷させた。
	1,838,283	和解			
			B	b	令和3年6月2日新戸町2丁目地内の市営新戸町住宅敷地内において、同敷地内に設置している本市の車止めポールが倒れ、被害者の指を挟み、負傷させた。
130,111	和解				
			C	c	令和3年9月3日西山2丁目地内の県道235号昭和町馬町線の路上において、本市の公用車が消防団第7分団敷地から同路上に進入した際、走行中の軽自動車と接触し、同車両を破損させた。
114,100	和解				

「参 照」

地方自治法

第180条第1項 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

第180条第2項 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(平成5年3月2日議決)

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が300万円（交通事故に係るものにおいては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金額の最高限度額に相当する額）以下のもの
- 2 次項に掲げるもののほか、訴訟物の価額が300万円以下の訴えの提起並びに目的物の価額が300万円（交通事故に係るものにおいては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額）以下の和解及び調停
- 3 及び4 〔略〕
- 5 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金

額の10分の1の額（その額が、2,000万円を超えるときは、2,000万円）以内の金額に係る変更契約の締結

第7号報告

専決処分の報告について

議会の議決により市長において専決処分することができる事項として指定された工事の請負契約の契約の金額の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上富久

「別 紙」

専決処分 年月日	契約の目的	契約の方法	契 約 の 金 額		工 期	相手方	当 初 の 議 決 年 月 日
			変 更 前	変 更 後			
4. 2. 4	重要文化財 旧長崎英国領 事館本館ほか 保存修理第2 期工事の請負	一般競争入札	1,929,647,600円 (令和元年6月10 日に専決処分して 1,903,824,000円か ら1,911,763,800円 に変更し、令和2年 7月17日に専決処分 して1,910,442,700 円に変更し、同年10 月9日に専決処分し て1,916,413,500円 に変更し、同年12 月4日に議会の議決 を得て1,927,556,50 0円に変更し、及び 令和3年1月27日 に専決処分して同円 から変更した金額)	円 1,913,867,000	H31. 3. 15 からR7. 6. 30まで	松井・大進・ 長崎土建特定 建設工事共同 企業体	31. 3. 15
	全天候型子ど も遊戯施設新 築主体工事の 請負	一般競争入札	円 653,241,600	660,865,700	R3. 6. 22 からR4. 7. 29まで	森美・大建特 定建設工事共 同企業体	3. 6. 22
	(仮称)野母 崎団地公営住 宅新築主体工 事の請負	一般競争入札	258,148,000	256,828,000	R3. 9. 10 からR4. 10. 31まで	株式会社長崎 大建	3. 9. 10

議 案 目 次 (追 加)

- 第 5 5 号議案 令和 3 年度長崎市一般会計補正予算 (第 2 5 号)
- 第 5 6 号議案 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 7 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第57号議案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与等に関する条例(昭和28年長崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 非常勤の職員の報酬等に関する条例(昭和31年長崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

第5条 長崎市監査委員条例（昭和39年長崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

（長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和41年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条の2第2項（同条第3項又は第7条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び一般職の職員の給与に関する条例第18条の2第4項から第6項まで（長崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎市条例第2号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若し

くは第20条第1項から第3項まで若しくは第5項、第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例第4条第2項（第3条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例第2条第4項、第5条の規定による改正後の長崎市監査委員条例第9条第5項又は第6条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び市長及び副市長の給与に関する条例第4条第3項、第4条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬等に関する条例第8条第2項及び非常勤の職員の報酬等に関する条例第8条第3項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年長崎市条例第33号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年長崎市条例第32号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員等（一般職に属する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）、市長、副市長、議会の議員、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者をいう。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分

に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第

1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 市長、副市長及び議会の議員 167.5分の10

(4) 教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者 220分の15

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和4年3月4日提出

長崎市長 田上富久

理 由

本市の一般職の職員、市長、副市長、教育長、議会の議員、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定したいのと、令和4年6月に支給する期末手当を減額する特例措置を講じたいので、この条例案を提出する。